

処分した廃棄物の種類と数量(令和4年度)

更新日 令和5年4月20日

単位:トン

処分した年月	種類	数量
平成 4 年 4月	可燃ごみ	7,226
令和 4 年 5月	可燃ごみ	7,691
令和 4 年 6月	可燃ごみ	1,826
令和 4 年 7月	可燃ごみ	8,893
令和 4 年 8月	可燃ごみ	9,237
令和 4 年 9月	可燃ごみ	14,321
令和 4 年 10月	可燃ごみ	15,346
令和 4 年 11月	可燃ごみ	13,982
令和 4 年 12月	可燃ごみ	9,923
令和 5 年 1月	可燃ごみ	9,706
令和 5 年 2月	可燃ごみ	12,417
令和 5 年 3月	可燃ごみ	12,153

\*\*\* 葛岡工場の維持管理データ \*\*\*

2023年4月20日  
令和4年度

維持管理項目	炉番号	測定項目 (単位)	基準値*1	令和4年									令和5年		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(連続記録計の各月平均値) 燃焼ガス温度及び一酸化炭素濃度	1号炉	燃焼室中の燃焼ガス温度(°C)	800以上	休炉	休炉	休炉	898	905	906	904	903	休炉	925	927	916
		集じん器入口の燃焼ガス温度(°C)	200以下	休炉	休炉	休炉	170	170	170	170	170	休炉	170	170	170
		排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	100以下	休炉	休炉	休炉	2	2	2	1	1	休炉	1	1	1
	2号炉	燃焼室中の燃焼ガス温度(°C)	800以上	923	911	926	休炉	休炉	休炉	906	908	920	904	休炉	912
		集じん器入口の燃焼ガス温度(°C)	200以下	170	170	170	休炉	休炉	休炉	170	170	170	170	休炉	170
		排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)	100以下	1	1	1	休炉	休炉	休炉	1	1	2	1	休炉	1
除去に関する事項 排ガス処理設備及び冷却設備にたい積したばいじん	1号炉	冷却設備	-	休炉	休炉	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施
		排ガス処理設備	-	休炉	休炉	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施
	2号炉	冷却設備	-	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	休炉	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	稼働中毎日実施
		排ガス処理設備	-	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	休炉	休炉	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	稼働中毎日実施	休炉	稼働中毎日実施

\*1 基準値は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5(一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)に基づく。

\*2 ばいじんの除去は、冷却設備においてはストブロウ、排ガス処理設備においてはパルスジェットによる払落しを行っている。

\*\*\* 葛岡工場の維持管理データ \*\*\*

令和4年度

維持管理項目	炉番号	測定項目 (単位)	基準値 <sup>注1</sup>	令和4年								令和5年			
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
排ガス中のばい煙濃度及びダイオキシン類濃度	1号炉	測定年月日		-	-	-	R4.7.12	R4.8.5	R4.9.6	R4.10.4	R4.11.2	-	R5.1.10	R5.2.8	R5.3.6
		測定結果の得られた年月日		-	-	-	R4.8.23	R4.9.12	R4.10.24	R4.11.16	R4.12.26	-	R5.2.27	R5.3.24	R5.4.10
		ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.08以下	-	-	-	<0.001	<0.001	0.001	0.001	0.001	-	0.001	<0.001	0.001
		硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	測定ごとに算出	-	-	-	1.30	1.70	0.6	0.70	0.9	-	0.7	0.60	0.91
		硫黄酸化物基準値 (m <sup>3</sup> N/h)		-	-	-	(179)	(179)	(175)	(172)	(174)	-	(174)	(174)	(169)
		窒素酸化物濃度 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)	250以下	-	-	-	91	92	89	88	100	-	100	120	110
		塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N)	700以下	-	-	-	33	51	15	12	9	-	15	8	24
		ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	1以下	-	-	-	0.000380	0.00000013	0.00000063	0.000000096	0.000000059	-	0.00028	0.00023	0.00027
	測定位置		バッグフィルター出口												
	2号炉	測定年月日		R4.4.5	R4.5.10	R4.6.1	-	-	-	R4.10.11	R4.11.4	R4.12.13	R5.1.5	-	R5.3.7
		測定結果の得られた年月日		R4.5.20	R4.6.20	R4.7.13	-	-	-	R4.11.16	R4.12.26	R4.12.24	R5.2.27	-	R5.4.10
		ばいじん濃度 (g/m <sup>3</sup> N)	0.08以下	0.001	<0.001	0.001	-	-	-	<0.001	0.001	<0.001	0.001	-	<0.001
		硫黄酸化物排出量 (m <sup>3</sup> N/h)	測定ごとに算出	0.90	1.40	1.50	-	-	-	0.90	1.0	0.8	0.78	-	0.92
		硫黄酸化物基準値 (m <sup>3</sup> N/h)		(178)	(177)	<176>	-	-	-	(176)	(177)	(171)	(171)	-	170
		窒素酸化物濃度 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)	250以下	110	110	100	-	-	-	98	100	100	110	-	100
		塩化水素濃度 (mg/m <sup>3</sup> N)	700以下	38	57	8	-	-	-	15	14	14	15	-	23
ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)		1以下	0.00059	0.00052	0.0048	-	-	-	0.000039	0.000024	0.000020	0.000019	-	0.0000017	
測定位置		バッグフィルター出口													

注1 ばい煙の基準値は大気汚染防止法、ダイオキシン類の基準値はダイオキシン類対策特別措置法に基づく。

注2 表中の数値において、「<」の記号は、測定結果が定量下限値未満であったことを示す。